

第9回奈良県景観審議会 議事概要

日 時：平成28年12月21日（水） 午後2時～午後5時

場 所：奈良商工会議所4階中ホール

出席者：

【委員】 江川委員、北口委員、長坂委員、鳴海委員、西田委員、淵上委員、松本委員、
南川委員、山本委員

【事務局】 中景観・環境局長
佐野景観・環境局次長
景観・自然環境課 梶岡主幹、北井係長、藤田主任主査、吉村主任主査、
向山主任主事、中川主事、井田主事、河合主事

【幹事】 地域デザイン推進課 出井課長補佐、建築課 松本主幹、
地域政策課 辻岡課長補佐

(1) 審 査

①奈良県景観資産登録候補の審査について

(2) 情報提供

①景観法関連施策について

県景観条例の運用状況について

景観・屋外広告物行政に関する普及啓発について

②屋外広告物法関連施策について

中和幹線沿道景観向上推進事業について

③奈良県植栽計画について

公開・非公開の別： 公開

第9回奈良県景観審議会 議事録

平成28年12月21日(水) 午後2時～午後5時 奈良商工会議所4階中ホール

事務局より

開会

公開開催の案内(略)

景観・環境局長あいさつ(略)

景観審議会出席委員の紹介(略)

鳴海会長

それでは、ただいまから審議に入ります。その前に、署名委員の指名をさせていただきます。議事録署名委員については、南川委員にお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、本日の議案の(1)、奈良県景観資産の審査について事務局より説明をお願いします。

事務局(藤田)

奈良県景観資産の審査についてご説明します。お手元の資料1をご覧ください。これまでテーマに応じたものを応募いただきまして審査するという形をとっておりました。応募期間が短いこと、テーマが年々異なることから漏れてしまったものがありました。今回はテーマを設定せず、これまでのテーマに合致しなかったものや挙がってこなかったものを候補として拾っていきたいと思います。今年度61点の応募がありました。市町村別に候補の数を記載した資料を用意しております。市町村名に星印がついているものは過去の138点の登録の中に、景観資産が一つも登録されていない市町村になります。地域的な偏りをなくすために、できる限り拾っていけたらと思います。今回テーマを設けませんが、何を基準に選ぶのかということになりますので、事務局としまして過去のテーマに合わせてカテゴリを分けております。第2回の記紀・万葉のカテゴリのものが6点、第3回の街道景観のカテゴリが15点、第4回の水辺景観のカテゴリが22点、第5回の営み・なりわいの景観が14点、その他、どうしてもカテゴリに入らないものをその他景観で4点と分けております。委員の皆様に見ていただいた結果として別のカテゴリに入れていただいて結構です。それぞれ4桁の番号をふっています。6000番台は今年度の応募です。3000番台は過去、街道景観で候補に挙がったものです。5000番台は営み・なりわいの景観で候補に挙がったものです。これらのものに関しては、このテーマでは登録に至りませんでした。他のテーマで拾えるということであれば、拾っていただきたいと思います。応募いただいた写真については、公表時にはできる限り撮り直しをする予定です。選出方法についてご説明いたします。61点の候補をカテゴリ毎に並べて張り出しております。Aが記紀・万葉、Bが街道景観、Cが水辺景観、Dが営み・なりわいの景観と分けております。候補写真の右下の紙にお手元に配布しております付箋をはって投票してください。30枚ずつ配布しておりますので、最大でお一人30票になります。最大で30票ですので、それより少なくても結構です。

本日9名の出席ですので、過半数の5票以上入ったものを登録したいと思います。後ほど委員の皆さんで検討いただきまして追加する等ご審議ください。候補写真のみで審査すると、写真の善し悪しで判断されることがありますので、可能な限り周辺写真も準備しております。要望がありましたらお声がけください。参考に、過去の審査対象候補数と登録数の表をつけております。審査基準につきましては、特徴的な景観であり、来訪者に感銘を与え将来に渡って守りたい景観というのを基本的な基準としています。地域毎に特徴がある、周辺との調和がとれているというようなことも考えています。20～30点を例年選定していただいていますので、25点前後を選んでいただいたらと思います。誰でも見に行ける場所については、事務局にて審査済みです。選んでいただいたものに関しましては、所有者、管理者等の同意をいただきまして、最終的には知事が登録するものを選ぶとなっております。同意を得られない場合は、登録できないことをご了承ください。

鳴海会長

ありがとうございました。何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

長坂委員

細かいことかもしれませんが、今まで冊子にまとめられていますが、今回選んだものというのは、追加で選んだものとして出されるのか、冊子を構成するときに今までのカテゴリに入れて第2版のように出されるのか、どのように考えていますか。

事務局（藤田）

昨年選んでいただいた営み・なりわいの景観は、予算の関係でチラシのみの作成となりました。今回追加になるものも含め、皆さんに見ていただく方法を検討しなければなりません。まずは、ホームページで公開し、その後、何らかの見ていただける媒体を検討します。

鳴海会長

他にございませんか。なければ、これからみなさんに投票をお願いします。お手元の30枚を限度として投票してください。

〈審査中〉

事務局（藤田）

ただいま投票いただいた結果を、得票数の多い方から発表させていただきます。B-6「室生寺と佛隆寺を結ぶ室生古道からの榛原赤埴（あかばね）の棚田」、C-9「中世の堀を今に伝える藤森（ふじのもり）環濠集落」、C-10「奥田捨篠池（すてしのいけ）と蓮の花」、C-22「井戸橋から望む紅葉」、E-2「三峰山の霧氷」、以上が8票です。B-11「五軒屋集落の古い町並み」、B-13「川合市場の古い町なみ」、C-14「水運の歴史を感じさせる御幸橋の夕景」、C-18「秋野川沿いの下市の町なみ」、D-10「日本三大山城 高取城跡」、E-4「県道川津高野線沿いの雲海景勝地」、以上が7票です。A-1「万葉歌人の愛した奈良の町を見下ろす若草山一重目」、A-2「本薬師寺跡のホテイアオイと畝傍山」、B-1「日本最古の古道 横大路の町なみ」、C-6「二上山の見え

る大中（おおなか）公園と桜華殿」、C-1 1「奇岩の連なる鍋倉溪」、以上が6票です。B-2「専立寺（せんりゅうじ）と寺内町」、B-5「宇陀松山華小路の風景」、B-1 2「明神山自然の森公園展望デッキ」、C-3「市民に親しまれる高田千本桜と高田川」、D-6「にほんの里100選の室生深野の棚田」、以上が5票です。以上21点が過半数を超える得票となっています。

鳴海会長

では、過半数の5票を獲得した作品については、あとで点検しますが、候補に挙げてよろしいでしょうか。

長坂委員

いமாகさん候補に入っているなかで、C-9はちょっと気になることがあったので、私は投票しませんでした。伝統的な環濠の形とデザイナーがつくってしまった形との関係を見て、もう少し周囲の様子を見たいと思いました。また、手前に写っている曲線の階段が少し造形しすぎかなと思います。失礼な言い方になりますが、曲線の造形を当審議会で「良い」とすると、こういう作り方が良いと思われてしまうのではないかという点が気になる。

鳴海会長

周囲の状況についてもう少し写真がありますか。

長坂委員

環濠として活用する姿勢は評価したいですが、デザインとして気にかかります。

江川委員

何を評価するかでかなり異なってきます。今残っている環濠集落は手の入れ方が近代的すぎます。

長坂委員

環濠を残して活用していこうというのは評価できますが、この写真で登録されるのは委員として嫌です。もし、別の写真があるのであれば、そっちを出してほしい。

山本委員

隣の小さい写真の方が、雰囲気として良いと思います。歴史を伝えるものという点で評価したいです。長坂委員がおっしゃるように、大きい方の写真で登録されるのはいかなものかと思います。

長坂委員

小さい写真の方も、擬木が写ってしまっているのでよくないです。

北口委員

基本的なこと確認しますが、応募はどのように行っているのですか。

事務局（藤田）

写真は1枚以上お願いしています。そのため、写真添付1枚のみの応募もあります。

北口委員

すべて2枚写真が展示されているということは、応募写真に加えて、写真を追加しているものもあるということですか。

事務局（藤田）

応募写真と近い時期に撮影に行けたものについては、追加しています。

北口委員

この環濠の写真は2枚とも応募されてきたものですか。

事務局（藤田）

はい。

江川委員

以前にも環濠について議論があったと思うのですが、稗田のような素晴らしい集落でも環濠自身はちょっと首をかしげるような再生の仕方になっています。

鳴海会長

この作品についてはあとで決めることにして、他に5票以上で問題があるものはありませんか。

長坂委員

C-10について非常に良いと思っているのですが、右の写真については建築デザイン担当として非常に許しがたいと思っています。

事務局（藤田）

当作品については、応募者からこの時期の写真が1枚のみ送られてきたもので、周辺の写真を追加で撮影に行った結果、これしかなかったという状況です。

鳴海会長

他に問題はありませんか。

北口委員

B-1～4、C-1～7は、ほぼ同じ場所です。どれに票を入れようか悩みましたが、これらはそもそも地域として成り立っていると思うので、その点をどう捉えるのか。応募者は地点ごとに考えられているのだろうと思うのですが。

長坂委員

先ほどのご意見については私も同じように思いました。審議会、県と応募者の間でやりとりが可能であれば、たとえば「高田の桜並木を中心とする景観」など、別の流れであるいは一つに代表させることが、訪れる人のための景観資産になると考えます。そういった方法もあるのではないのでしょうか。

事務局（藤田）

事務局の考え方としては、視点場がずれていても、これらが一連のものとして取り上げてよいと委員の方々がご提案いただけるのであれば、それを一つの資産として登録することは差し支えありません。

鳴海会長

過去にも一連のものとして判断した例があると記憶しています。

事務局（藤田）

会長ご指摘のものは、今回とは異なって場所が離れていたため、それぞれ別の景観資産として登録させていただいています。

鳴海会長

今回でいえば、千本桜に関する作品で5票に達していないものが2作品あります。これは落選したのではなくて、別の名称で一体のものとして選ぶことはできないかというご意見です。これは可能ですか、不可能ですか。

事務局（佐野次長）

高田千本桜としてカテゴライズするという点について、県としては景観資産を登録して写真を冊子として出す場合に、どれを出すかということに尽きると考えます。複数あるうちの1点を高田千本桜の代表ですという形を出していただけたら、事務局としては有り難いです。

長坂委員

C-3が圧倒的に良いです。なぜ良いかというと、水路を低くしていて、それに桜の視点がちゃんとしていて、曲がっているところです。

鳴海会長

こちらにも応募されてきているのですか。

事務局（藤田）

こちらは、大和高田市の市役所からの応募です。

鳴海会長

市役所として、応募方法を工夫すべきであったと思います。

高田千本桜ということは既に大和高田市を意味しているのですから、もっと広がりをもったエリアを対象として選出して、写真はいまのこの写真を使うなどしたらよかったのではないのでしょうか。

江川委員

いま、県のホームページを参照しているのですが、たとえば稗田なら4枚のせています。ものよってのせる枚数が違うのですか。

事務局（藤田）

高田の千本桜でひとくくりの景観として登録するという形で、必ずしも写真を1枚にしなければならないということではありません。

鳴海会長

あとはこれを選んで県としてプレゼンするときに良い写真を使えばよいでしょう。この写真を使いなさいという意味ではなく、今まででもそうやってきたのではないのですか。

事務局（藤田）

県として紹介するときには、代表的なものについてはこれですという示し方をさせていただいています。

紹介写真は原則1枚なのですが、どうしても1枚に絞りづらいものについては、2～3枚のせています。

北口委員

私がこの中から1枚選ぶとするならば、C-3が綺麗であると思っております。

鳴海会長

もう一つ大和高田の専立寺と寺内町についても同様の方法で選ぶという手もあると思

います。

B-1の横大路の町なみというのも寺内町ですか。

事務局（藤田）

B-1の横大路の町なみは、すこし専立寺からは離れた場所にあります。

鳴海会長

地図的には離れているように思えますが、もし一体としてみなせるのであれば、高田千本桜と同様の取扱いをしてもいいのではないですか。

長坂委員

B-1～4というのは、一番遠いところ同士で、徒歩何分くらいになるのですか。最終的に冊子になって、ネットに出て、これを期待して来られる観光客の立場になって考えると、徒歩範囲で全部巡れるのであれば、1つの資産として見るべきです。

事務局（藤田）

実際に歩いて見ると、10分～15分で巡ることができます。

鳴海会長

横大路と寺内町2つをセットにしたらどうですか。

事務局（藤田）

B-2とB-3は筋が1本違うだけですので、2～3分の距離であり、ほぼ一体として取り扱って差し支えないと考えます。

鳴海会長

それでどうでしょうか。寺内町をひとつの資産にしてしまっただけで、説明の写真に複数つける方がメッセージとしては親切だと思います。

他に問題点はございますか。なければ、今4票獲得している作品について判断していきたいと思います。

長坂委員

個人的には、近鉄大和高田駅は果たして良いのだろうかと思っています。

鳴海会長

近畿の駅100選に入っている点はどうですか。

山本委員

2001年にリニューアルということなので、それ以前の状況が知りたいですね。

西田委員

広告物に問題があります。全国チェーン店の看板であり、地域性がないです。

長坂委員

基本的な細部が、リニューアルされてだいぶ建築物としてのレベルが落ちています。

広告デザインよりも気になります。4票には4票の理由があります。

鳴海会長

実際にものを知らないから。知っているという方はいますか。

長坂委員

リニューアルする前の記録があれば、もっと深い議論ができるのですが。

リニューアル前の状態で近畿の駅100選に選ばれたという可能性もあります。リニ

ューアル後に再審査されていない可能性があるし、また、駅の使い方が評価されたのかも知れません。

山本委員

近畿の駅100選なのですが、2000年から2003年の4年間で、国土交通省近畿運輸局管内で、公募で募集されたようです。大和高田駅は、第3回で認定されているので、おそらく2001年以降に選定されています。

長坂委員

駅のコミュニティスペースとかを含めて選んでいる可能性があり、景観という観点から選ばれたとは限らないです。

北口委員

2001年にリニューアルされ、2002年に「近畿の駅100選」に選ばれたと資料に記載されています。

山本委員

景観という観点から選んだらどうかは分かりませんね。

長坂委員

奈良市だと刑務所少年鑑別所が話題になっていますが、あれは物として価値があり、議論の土台が違います。

鳴海会長

ありがとうございました。それでは、5票得たものまでで選定でよろしいでしょうか。全部で21点でしたか。

事務局（藤田）

5票以上を獲得した作品が21点です。高田千本桜関連を一つにまとめて計算します。なお、「二上山の見える大中（おおなか）公園と桜華殿」は桜とは関係がありません。

鳴海会長

高田千本桜関連は一つにまとめて、写真は別の物を使えばよいということです。

北口委員

資料には、C-3の解説で「大中公園を中心に川の兩岸南北2.5kmにわたり」と記載されています。

事務局（梶岡）

大中公園関連で、桜と関係のないC-6も含めるのかどうかという点が問題です。

鳴海会長

景観の種類が異なるので、違うと思います。

景観の質が異なるので、大中公園をまとめるのはやめるというのでよろしいでしょうか。

他にご意見がなければ、5票以上の21点を選定したいと思います。

事務局（藤田）

4票以下の高田千本桜も一連のものとしてまとめて含めるということですか。

西田委員

桜並木は桜並木として4票以下だった高田千本桜の作品をすくい上げて、5票獲得し

た作品とまとめて活かすという考え方だと思います。

西田委員

以上の作品で結構ですが、ネーミングはどうされますか。たとえば、D-6「にほんの里100選」というネーミングです。従来景観資産として選ばれたもので奈良では2箇所ありますが、にほんの里100選だから選ぶというのではなくて、理由があって選んでいるという点が重要です。

鳴海会長

D-6ですね。「にほんの里100選」というのはとりましょう。

それでは、景観資産の登録審査は以上で終わります。

西田委員

あとで、検討しようといっていた環濠集落についてはどうしますか。

鳴海会長

登録するとして、今ある写真を使うことはやめようという方向でよろしいですか。

山本委員

環濠集落の写真についてですが、画像検索したところ上空からの写真が見つかりました。それであれば、環濠集落というのが伝わるとと思います。ご検討いただけないでしょうか。

長坂委員

景観を選ぶときに、フォトジェニックなものを選ぶというのは審査として大切ですが、実際訪れる人からすれば歩き回る楽しみみたいなものも重要だと思います。そのときに建物は意外とよくないものも入っていますが、外部が感じよく残っているというのも重要なので、山本先生がおっしゃっていることも一つのやり方としてあると思います。

江川委員

だいたい環濠集落はみんなこのような感じですか。環濠整備の仕方が駄目なんです。

山本委員

実際に訪れた人がそう見えるわけではないが、イメージが湧くと思います。

鳴海会長

よろしいでしょうか。どの写真にするか決める際にまた考えた方がよいです。

江川委員

できるだけ良い写真とそれの両方をのせるのが一番良いのではないですか。

事務局（藤田）

では、選んでいただいた21点の写真を獲得票の多い方から読み上げさせていただきます。

B-6「室生寺と佛隆寺を結ぶ室生古道からの榛原赤壇の棚田」、C-9「中世の堀を今に伝える藤森環濠集落」、C-10「奥田捨篠池と蓮の花」、C-22「井戸橋から望む紅葉」、E-2「三峰山の霧氷」、以上5点が8票です。B-11「五軒屋集落の古い町並み」、B-13「川合市場の古い町なみ」、C-14「水運の歴史を感じさせる御幸橋の夕景」、C-18「秋野川沿いの下市の町なみ」、D-10「日本三大山城 高取城跡」、E-4「県道川津高野線沿いの雲海景勝地」、以上6点が7票です。6票が5点で、A-1「万葉歌

人の愛した奈良の町を見下ろす若草山一重目」、A-2「本薬師寺跡のホテイアオイと畝傍山」、B-1「日本最古の古道 横大路の町なみ」、C-6「二上山の見える大中公園と桜華殿」、C-1 1「奇岩の連なる鍋倉溪」です。5票が5点で、B-2「専立寺と寺内町」、B-5「宇陀松山華小路の風景」、B-1 2「明神山自然の森公園展望デッキ」、C-3「市民に親しまれる高田千本桜と高田川」、D-6「室生深野の棚田」です。以上すべてあわせて21点を選定いたしました。

鳴海会長

「日本最古の古道 横大路の町なみ」について、本当に日本最古かどうか気になります。

西田委員

今まで登録された景観資産がなかった市町村を配慮するという観点で、選定に際し、高くなかったのですが、最終的にどうなったのか。私はこの点に配慮すべきと考えます。最後に確認をお願いします。

鳴海会長

では、どのカテゴリにもあてはらないものが選定されたかについても含めて、他の議事が終わったあとに報告いただきます。

もし問題があれば、最後に意見交換させていただきます。

それでは、議案の(2)情報提供に係る案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局(北井)

それでは、奈良県の景観施策等についてご説明させていただきます。景観施策の2つの柱である、景観法関連施策と、屋外広告物法関連施策に加えて、奈良県の独自の取り組みとして平成25年度に策定した「奈良県植栽計画」に基づく施策がございます。本日はこれらの施策のうち、「奈良県の景観法届出制度の運用状況」「景観・広告物関連施策の県民・事業者への普及・啓発」「中和幹線沿道景観向上推進事業」「植栽計画関連施策」について、各担当者から順番にご説明させていただきます。

事務局(向山)

私からはお手元の資料2、奈良県景観計画と景観条例の運用についての情報提供をさせていただきます。

ページを一枚めくっていただきまして、こちらに奈良県の景観法届出件数をお示しております。こちらは県、市町村等の公共団体による行為の通知を含めた延べ数でお示しております。本県で景観法の届出が始まった平成21年度からの件数を見ていただいておりますが平成28年度は11月末現在で昨年度1年間の83件に近い、73件の届出がある状況ですので、おそらく今年度は昨年度以上の届出件数になるかと思われます。

今までの届出の内訳についてですが、建築物と工作物で44.8%と30.4%と、合わせて全体の約75%と過半を占めております。件数で見ますと、建築物が345件、工作物が234件で合わせて579件となっています。またその中の建築物の内訳を見ますと、施設規模が大型化する傾向のある商業施設や倉庫、工場といった工業関連施設が多く、この二つを合わせると約50%を占めております。

続きまして、届出件数の推移をお示ししておりますが、昨年度1年間での届出件数と今年度の11月末現在での届出件数がほぼ同数であることが見ておわかりいただけるかと思えます。またその内訳、建築物にかかる届出件数を見ますと、すでに昨年度の届出件数をこえております。最後に工作物の届出の推移ですが、こちらも昨年度以上の届出があります。工作物の届出の内訳についてですが携帯電話基地局や送電鉄塔が大半を占めておりまして、その他のものではグラウンドの防球ネットや工業用のフライアッシュサイロ等の届出がありました。

以上で奈良県景観計画と景観条例の運用についての情報提供を終わります。

事務局（井田）

次に資料3に基づき、景観・屋外広告物関連施策の県民・事業者への普及・啓発についてご説明いたします。

まず、なら景観調和広告賞についてご報告いたします。平成25年度に第1回を開催し、以降、年に1度開催し今年度で第4回となる顕彰制度です。周辺景観に調和・配慮した屋外広告物を表彰することで、屋外広告物業者、広告主、県民の皆様に広く景観に対する関心を持ってもらうことを目的としています。昨年度開催いたしました、第3回では、「一般広告部門」「独立広告部門」「歴史的広告活用部門」の3部門で募集を行い、計61点の応募がありました。応募作品の中から、一般広告部門では「宿花屋徳兵衛」、独立広告部門では「奈良もちいどのセンター街協同組合」、歴史的広告活用部門では「古梅園」が優秀賞に選ばれており、歴史的広告活用部門では、「奈良一奈良漬 いせ弥」が奨励賞に選ばれました。今年度開催しております第4回につきましては、応募総数が計66件と昨年度より5件程度ですが増加しており、現在審査を進めているところです。受賞作品につきましては、パンフレットやパネルの作成を行い、イベント時に配布・展示等を行うことによる啓発効果の向上を進めています。

続きまして、なら景観フォーラムについてご報告させていただきます。平成26年度からスタートした景観関係の啓発事業です。昨年度開催の第2回では計65名の方に参加いただき、景観の意識向上に資する講演や地元自治会で行われている活動の事例発表、奈良県で行われている表彰事業の成果等の公開を行いました。参加者のアンケートでは「とてもよかった」、「よかった」等のポジティブな意見が多く、今回から新たにプログラムに追加した活動事例の紹介についても好意的な意見が多かったため、前回からのプログラムの見直しは効果があったと考えています。

続きまして、違反簡易広告物協働除却隊出発式についてご報告いたします。平成23年度に開始いたしました、気運醸成を図ることを目的とした集中啓発事業です。奈良県では、9月1日から9月30日を「屋外広告物適正化月間」としており、この期間中市町村、関係機関、関係業界・団体、及び地域住民との連携により、屋外広告物制度の周知を行うとともに、違反簡易広告物の除却活動等を通じて広く啓発するための事業です。今年度は、生駒市において「屋外広告物適正化月間」の皮切りとしての除却隊の出発式を行い、その後市職員及び地域住民等と協働で除却活動を実施いたしました。今年度は計25件の違反簡易広告物の除却を行い、一定の効果を得ることができたと感じており、来年度からも継続して実施していきたいと考えております。

最後に、奈良県景観資産の活用についてご報告いたします。

過去に奈良県景観資産に登録されましたものにつきましては、現在4つの方法により、周知・活用を行っております。1つ目は、登録資産を紹介するパネル展の開催です。登録資産の概要等を公共施設等にて紹介しているもので、今年度は、東京にある奈良まほろば館、県庁屋上ギャラリー、県産業会館や、商業施設であるイオンモール大和郡山店にてパネル展を開催いたしました。2つ目は、旅行者・出版社等への写真の貸出です。こちらは、ツアー案内ホームページ等で、登録資産の写真を使用するもので、貸出希望は44件あり、延べ115枚の写真を提供しております。3つ目は、県等が発行する観光情報冊子等への掲載です。こちらは、奈良観光ガイドブック「知れば知るほど奈良はおもしろい」等に登録資産の紹介がされております。最後に、視点場への案内標柱等やベンチの設置です。こちらは、視点場に登録資産の概要を案内する標柱等や、眺望を楽しむためのベンチを設置するもので、標柱を17ヶ所、下置パネル7ヶ所、パネル20ヶ所、ベンチを3ヶ所に設置しております。周知を図るため、来年度も継続して実施していきたいと考えております。

以上で、景観・広告物制度の啓発・普及についてのご報告を終わります。

事務局（中川）

それでは、続いて県の屋外広告物行政について、ということで、昨年度より取組を進めております、「中和幹線沿道景観向上推進事業」についてご説明させていただきます。

奈良県では、都市沿道景観の形成に向けて、景観上大きな影響を及ぼす屋外広告物に関する規制の強化及び景観に配慮した広告物への早期転換を促進することにより、統一感ある美しい沿道景観形成を目的として、平成22年10月より、景観計画に定める広域幹線沿道の、信号を有する交差点周辺を禁止交差点として指定し、広告景観向上に向けた取組を進めて参りました。

中和幹線沿道景観向上推進事業は、これまでは交差点周辺のみであった点の取組を、線の取組へと拡大していくための、モデル事業です。モデル路線としている中和幹線は、奈良県内でいいますとこのあたりを東西に走っている路線です。京奈和自動車道や国道24号、国道169号という県内の重要路線と接続し、中和地域の市町を結ぶ重要な幹線道路です。路線は、西から香芝市、広陵町、大和高田市、橿原市、桜井市の5市町を通過しています。本取組の特徴の一つであると考えているのですが、これら5市町のうち、橿原市と桜井市は景観行政団体であり、特に橿原市は独自に屋外広告物条例も定めております。

景観行政を推し進めていくためには、市町の協力が不可欠であることと、前述したように各市町がそれぞれの権限や考え方で景観行政に取り組んでいくことができる中で統一感のある沿道景観の形成という目的のために市町の間で足並みを揃えた取組を進めるため、県及び沿道5市町からなる、中和幹線沿道景観協議会を設置して、平成27年度より、中和幹線における望ましい広告物のあり方や規制・誘導の手法について検討を進めて参りました。

その中で、中和幹線に望ましい広告物の姿を示す手法として、中和幹線屋外広告物ガイドラインの策定について合意し、協議会メンバーに加えて専門的知識を持つ有識者の

助言を受けつつ検討を進めているところです。このガイドラインの特徴としましては、まず今申し上げましたとおり、沿道市町と県による協議会の中で検討を進めておりますこと。第2に、これまではほぼ一律の基準であった中和幹線において、その沿道の状況や眺望の観点から地域に応じた基準、という形で検討を行っていることです。これら複数のエリアの中で、もっとも重点的な姿勢をもって当たりたいと考えておりますものが、二上山・三輪山を道路軸線上に捉えているエリアで、この範囲ではそれらの眺望確保のための誘導基準を検討しています。

事務局（吉村）

奈良県植栽計画「なら四季彩の庭づくり」についてご説明いたします。平成26年3月に奈良らしい景観づくりを目指して策定された計画です。景観を構成する重要な要素である植栽に着目した計画になります。県内の植栽の現状を見てみますと、竹林や雑草の繁茂や木が生長しすぎて眺望景観を阻害しているような事例が多く見られます。そのことから、植栽の整備や維持管理を行い、植栽景観を向上させることによって魅力ある美しい景観をつくることを目指しています。手法といたしましては、小庭ごとにコンセプトや整備内容、取り組みを表した整備方針図を作成し、その内容に即して、県だけでなく、市町村や地元団体等様々な主体によって、整備や維持管理を推進していきたいと思っています。現在の小庭の整備計画は54エリア作成しております。当初48エリアでスタートしましたが、平成27年6月に3エリア、平成28年6月に3エリアを追加しております。この中から市町村の取り組みとして宇陀市、地元団体の取り組みとして西の京で活動されている緑友会の取り組みをご紹介します。

まず宇陀市の取り組みですが、室生エリアの中の佛隆寺周辺の取り組みについてご紹介します。佛隆寺は850年に建立したと伝えられ、大和茶発祥の地とも言われる古刹です。春には樹齢900年を超える奈良県指定天然記念物の千年桜が美しく咲きます。秋には石段を赤く染める彼岸花が有名でした。ところが、3年ほど前から野生の鹿やイノシシの獣害により、彼岸花の球根がほぼ壊滅状態となりました。そこで市や地元の要望を受け、植栽計画に位置づけた上で、平成26年度にまず、植栽をする前に、獣害を防止する防護柵を設置しております。宇陀市の事業であります。県の植栽整備推進補助金も活用していただいております。焦げ茶色のなるべく目立たない景観に配慮した柵にしています。このような佛隆寺の現状が報道されたこともあり、平成27年度に県内外から球根の寄付があったり、その球根をボランティアが植栽したりするような活動が行われました。また、市の事業としても球根の植栽が行われ、この事業には県の植栽整備推進補助金を活用していただきました。平成28年9月の写真では、まだ数は少ないですが、彼岸花が花を咲かせ始めている様子が確認できます。宇陀市が引き続き球根の寄付を受け付けており継続して植栽を行っていく予定です。

次に西の京エリアに位置づけられております、垂仁天皇陵周辺の地域で活動されている緑友会の取り組みをご紹介します。場所は古都保存法に基づいて買い入れた土地で、近鉄尼ヶ辻駅と西ノ京駅の間の近鉄線路沿いにあります。整備前は雑木や雑草が目立っており荒れた状態でした。平成26年度に県の事業により柑橘類の植栽や遊歩道の整備を行いました。平成27年度からボランティア団体である緑友会がここで活動を開始し

ていただきました。伝承にまつわる大和橘の植栽や柿、梅の植栽、草刈りなどを積極的に継続して下さっています。この植栽計画のPRのために、公募により決定したシンボルマークを使ったプレートを設置したり、植栽ジャーナルの発行を行っております。平成26年度に創刊号を発行しましたが、平成28年10月に第3号を発行しました。植栽計画は息の長い取り組みが必要ですので、市町村、地元団体、企業などとも協働して継続して取り組んでいきたいと思っております。

鳴海会長

ありがとうございます。今までのご説明についてご質問・ご意見等あれば、どうぞ。

長坂先生

植栽計画について、取組の前向きな姿勢はもちろん評価しておりますが、気になることが2点あります。彼岸花を守るために1.9mの柵を380m造るというのは、今写真がないので大変不安なのですが、大丈夫でしょうか。というのも、配置図を見ていると、1.9mのある程度強固な柵となると、柵のデザインをよっぽど目立たないようにしないとイケないです。ある目的のために別のものを造るときには、目的は彼岸花が守られていいかもしれないけれど、それによる被害が大きくなるように慎重にやっていただきたいです。また、どこを囲うべきかについて、本当にこの囲い方がよかったですか。寺の景観上ものすごく重要なところを柵で囲っているの、相当慎重にしないと、手すりや柵というのは一番景観を乱す原因となるので、注意していただきたいです。小さな彼岸花を守るために、1.9mの柵を380mというのは結構すごいことなので、どういうデザインでどういうところに柵を造るのか見定めないと本末転倒となります。

前にも申し上げたことですが、資料でいうと西の京エリアの取組で「花植えの活動を継続」とあるが、花を植える際の注意を毎回申し上げます。全体の景観上、景観のながれにあっていない花を植えるのは、むしろマイナスになるので、花を植えればいいのかと普通の人は思いがちなので、注意しながら行うべきです。善意でやっている人をとめることは難しいと思うのだけれど、これは注意しないと景観のマイナスになりますね。

事務局（佐野次長）

まず柵の話について、この地域はイノシシや鹿などの被害が多い地域で、柵の必要性が高いところでは、至る所に柵が設置されています。柵があることによって、柵を越えたところに獣害が及ぶことは考えにくくなっています。

次に景観の話について、写真でお見せしたいところですが、円柱型鉄柱といげたの金網によるもので、周囲にあまり目立たないものかと思っております。

長坂先生

では、割と透明度は高いものなのですね。あとは配置の問題などがありますが、写真を見る限り上手くやられていると思います。獣が山から出てくるのを防ぐのであれば、境内全体を囲むようにして、なるべく人が訪れている境内の中に柵がないようにするの、でなければ、やはり気になります。お寺の本堂の裏側にまわって囲んでしまうとか、配置の計画が実は重要です。スイスなどの例だと、支柱自体でも木組みのようなものであって、老朽化するわけですけれども、強度の問題とコストの問題があります。

事務局（次長）

これは宇陀市がされたと思いますが、やはりコストパフォーマンスが優先されたのではないかと考えます。

事務局（吉村）

西の京エリアの緑友会さんの花については、以前にご意見いただいたので、広い範囲に花を植えられているということはないことを確認しています。

長坂先生

花の種類についても、なんでも植えればよいというものでもありません。

事務局（吉村）

私が見た限りでは、少し色とりどりとといった印象を受けますので、これからご意見を踏まえて調整しながらやりたいと思います。

西田委員

最初の景観法の届出のところで、サイロという言葉が出てきました。サイロは必要なものかもしれませんが、非常に巨大で、景観を阻害する建築物ではないかと思えます。もう少し分かれば、規模などの情報を教えていただきたい。

また、違反簡易広告物が除去対象だということですが、除去するということは広告物の財産権の問題があると思えます。当然美しくするためにやっていらっしゃるのですが、いったいこの除却隊というのは、どの程度のことを、どういう根拠でやっておられるのか。それを知りたい。

また、柵の問題がありました。柵については、私は国立公園などで関係していますが、国立公園も鹿の被害で森林が大変で、守らなければならない核心部で柵を設置しています。高さも鹿が飛び越えてくるので、それなりの高さをもって柵をして自然再生事業を行っています。それは核心部ですので、国立公園の自然を守るためには重要ですので、目立たないようにして上手く支援してやっていると思えます。これもそれなりのアイデアを出してやっておられるのだと思えます。

事務局（井田）

まず、違反簡易広告物の除去についてご説明させていただきます。

違反簡易広告物とは、屋外広告物法に基づく奈良県屋外広告物条例において、禁止物件として掲出できない物件として指定されている電柱やガードレールに貼られているはり紙等をいいます。違反簡易広告物については、屋外広告物法の中で、市町村または市町村に委任された者が除却することができるものと定められています。出発式といったイベントを通じて、はり紙や電柱に立てかけてあるような看板を撤去しています。

鳴海会長

言葉の使い方ですが、「違反広告物」の「簡易除却」というのが正しい表現なのではないですか。「簡易広告物」というのがあるのですか。

事務局（井田）

はり紙等を簡易広告物と呼ぶ場合もありまして、そのはり紙について違反していることから、違反の簡易屋外広告物ということで違反簡易広告物と記載させていただいております。

鳴海会長

資料の一番下には「簡易除却活動」と書いてありますが、用語は正しく使うべきです。

事務局（井田）

申し訳ございません。以後、気をつけます。

南川委員

行政代執行というものがありますが、これは複雑な手続きを踏まなければなりません。そのため、撤去する手法として、屋外広告物法に基づく条例に基づいて、簡易に違反広告物を撤去するのです。

淵上委員

資料3についてです。今までに2回「なら景観フォーラム」を開催されていますが、第3回の「なら景観フォーラム」はいつ頃の開催を予定されていますか。決まっていれば、日程を教えてください。

事務局（梶岡）

第3回「なら景観フォーラム」の詳細は未定ですが、2月頃に開催したいと考えています。

山本委員

資料5に戻るのですが、西の京の政策で、「水辺の彩り付与を行い」や「四季折々の花木を植栽することにより彩りを付与し」、「繁茂する竹林を伐採し彩りを付与する」等があります。これは、実際に活動される方が「カラフルにする」という風に思ってしまうのではないかなという危惧があります。表現によって、実際に活動される方々のイメージも異なってくるのかなと心配します。どうもここではカラフルという意味合いではないように思います。西の京では彩りを付与するのだから、彩りのイメージをどういうものかというところまで話し合わないといけないと思います。そうでなければ、綺麗なカラフルなものを植えるとイメージされるのではないのでしょうか。

事務局（佐野次長）

おっしゃるとおりです。先週行われた奈良公園の整備の会議でも、オブザーバーとして参加しましたが「彩り」＝「カラフル」ではないとの話がありました。私どもも肝に銘じております。先生のおっしゃるとおり、たとえば緑にもいろいろな緑がありますし、そういったことを念頭に置いて進めてまいりたいと思っております。

鳴海会長

この事業のテーマに引きずられているのかもしれませんが。色彩の「彩」に。

山本委員

綺麗にカラフルにしないとイケないというわけではないですね。

鳴海会長

「彩り」をしっかり勉強してもらいましょう。

事務局（中局長）

四季に応じた適切な色合いというのが場所に応じてあるので、それに基づいてエリア毎に四季に応じた色合いを考えていきたいと思いますという意味での「彩り」です。みんなが明るい雰囲気を出していくことが必要な場所であれば、地元の方の植えたいという希望

があり、市町村とも話をし、赤や白といった様々な色の花を植えるというのもありな話だと考えています。場所、場所に応じて考えていくという意味での「彩り」であるということをご理解いただきたい。ただ、一律的に、全部、明るければいい、賑やかであればいいということでは決してないとお肝に銘じて進めさせていただきます。

山本委員

「彩り」や、「これが明るい」などというのは、非科学的で人によって捉え方の違いが出ます。そのため、地元の方が思っている色合いと、コンセプトとして目指している色合いが食い違ってくる場合の対応を検討することが大事です。

事務局（中局長）

おっしゃるとおりです。

鳴海会長

参考までに、兵庫県で、景観園芸学校というのがあります。以前、その学生たちに花の植えた庭園の評価をしてもらったことがあるのですが、一般の方の評価と園芸を専門にしている人の評価が全くことなることはしばしばあります。プロが良いと思っていることでも、一般市民は嫌っていることが多くて、折り合いをつけていくというのは相当難しい。奈良の奈良らしさを損なう危険性もあり、それをどうやっていくかは大きな問題です。折角このような事業をなさっているのです、意識してやってほしい。

長坂委員

建築デザインについても同様のことがいえます。

鳴海会長

他にご意見、ご感想ございませんでしょうか。

長坂委員

西の京エリアの取組の写真を見ていると、下の写真の手を入れた方の柑橘類やユキヤナギがどうなっていくかは簡単に予想できませんが、手を入れてない方の上の写真と下の写真を見比べると遙かに上の写真の方がよく見えます。電柱がより際だって見えるようになった等、必ずしもどちらがいいとは簡単にいえないと思います。そういうことを常に施策を行う側とそれに関わっていく住民側も簡単ではないということを一所懸命に言っていけないといけない。なにか一つを良いことと決めるとそれに短絡的に向かっていくというのが今の日本の大きな市町村の取組になっているように感じます。その方が考えなくていいので、楽ではありますが。予算がついてしまうと、本当はほんの少しでいいのに、予算いっぱいまで行ってしまうなど、注意深く取り組んでいただきたい。

鳴海会長

これも関連して述べるのですが、ベルリンの植栽計画を見ると、上の写真の方が良いとなっています。日本人は感覚が違うのか、プロの目で見て違うのか。悩ましいものです。

長坂委員

多様性という言葉が出てきます。実際には、放っておいた方が様々な植生が色々な関係に基づいて育ってくるので、上の写真の方が良いといったのは、そういうことが出ているからです。ただ、これをつくるのは困難です。こういったことを意識しながらやっ

ていただけたらよいと思います。

鳴海会長

では、景観関連の事業の報告は、以上でよろしいでしょうか。

では、先ほどの回答をお願いします。

事務局（向山）

まず、サイロについてですが、工業用のサイロで、石灰のがら等を一時的に保管するフライアッシュサイロです。付属する建築物に調和するような形で、また周辺地も山地でして、周囲から見たときにサイロだけが目立つような格好ではありません。サイロの色も茶系の目立ちにくい色で塗装されており、周辺への配慮がされており、景観への影響は小さいと思います。

長坂委員

茶色系になっているのが良いというわけではないので、その点注意してください。言葉だけでやらないで、それぞれ判断してください。シルバーだから目立つので悪いとは限りません。かえって変な茶色よりシルバーの方が綺麗という場合もあります。

鳴海会長

それでは、最後に報告をお願いします。

事務局（藤田）

これまで登録のなかった市町村は、資料にごぞいます10市町村なのですが、その中で今回7市町村に関しては、1点以上登録候補に挙がっています。3町村、具体的には安堵町、三宅町、下北山村に関しましては、候補が少なかったこともあるのですが、1点も選ばれておりません。

次に、カテゴリ別についてですが、今回21点の登録候補に入りました中で、過去のどのカテゴリにも該当しないものは、2点ございました。E-2「三峰山の霧氷」、E-4「県道川津高野線沿いの雲海景勝地」です。今のところ、他のカテゴリに入れることは困難なので、その他の景観に分類しております。いずれかのカテゴリにいれたらどうかという提案がございましたら、有り難いです。

鳴海会長

どれにも入れられない場合はどうしたらよいですか。

長坂委員

自然景観のようなカテゴリを新設するのはどうでしょう。

山本委員

どれかのカテゴリに分けないといけないのですか。自然景観というカテゴリ2つがありますが、新設するか、あるいは眺望を設けるか。いまある2つはテーマを持っていない景観ですよ。テーマがないからこそ今回応募できたのかもしれない。

南川委員

審査について「景観資産にふさわしいにもかかわらず、過去5年間候補に挙がっていなかったり」ということですが、過去5年間はカテゴリを示してそれにふさわしいものを選定してきたということです。しかし、それに挙がっていなかったり、テーマに合致しないということで漏れたりというのを今回選びましょうということですから、「その他

の景観」カテゴリでよろしいのではないのでしょうか。無理に過去のテーマにはめ込まなくてもよろしいのではないかと思います。

鳴海会長

その他…何か良い名称はないのでしょうか。付け足しみたいでよろしくないと思います。決めるのは我々の役目でないので、お任せしましょう。

事務局（中局長）

おっしゃっていただいたように、カテゴリで縛るよりも、今後また出てくるであろう、雲海にしても奈良で雲海を見られるところは他にないので、雲海を見られるという一つの地域の特色ある景観、そこにしかない景観というニュアンスを出せるようなカテゴリを事務局の方で無い知恵を絞らせていただいて、どういう風にするか、他のカテゴリに属さない、でもここにしかないということが表現できるかどうか検討させていただきたいと思います。

先ほど先生におっしゃっていただいたように、元々どこにも属さない景観を募集したのだから、それを無理矢理にあてはめようというのは考え方から捨てていかないといけませんので、新たなカテゴリを考えるか、それともありのままに今までに属していない、ここにしかない景観、特異な景観みたいなところをクローズアップするようなカテゴリを新たにつくる等いたします。これが応募できるのならば、これもいけるのではと誘発できるかもしれませんし、整理をさせていただきたい。

鳴海会長

そういう趣旨のカテゴリにすればよいでしょう。

最後にノミネート無しの町村の候補がここに6点あります。もしこれもいれようかという特段の意見があれば、いただけませんか。

長坂委員

いれられないと私は思います。

江川委員

来年頑張ってもらえないのでは。その他の景観で。

西田委員

たしかに票数が少ないです。実は私は票を入れているのですが、2票入っています。たしかに突出して優れたあるいは特徴ある景観ではないけれども、たとえば〇〇百景や〇〇百選でも、バランスを重んじています。そこで、太子ゆかりの地や新しくつくっている景観になじんだ路地づくり等をいければ、全市町村をカバーできると思います。ただ、それによって質が落ちたとなれば、困ります。

長坂委員

ダムについて、土木構造物も場合によっては自然を破壊しているといわれますが、電気をつくるのも必要だし、原発廃棄の時代になるとダムももう一度見直されてきて、いろいろな位置づけがあると思います。現地のやや洋風の建物が良いかと言われるば駄目だと思いつつも、私は1票いれました。

観点としては、建築物については厳しい意見を述べましたが、寛容な立場で、谷間自体が一定のスケールで生活地域をダムを中心としてまとめていこうという意欲を買いま

した。スイスのやり方をやりすぎだと反対する人もいますが、そういう風にするというのも珍しいので評価してはどうかと思いました。今の話からすると、私はこれは拾ってあげようよと思います。

江川委員

来年も景観資産の登録を行いますよね。

事務局（梶岡）

テーマを決めて積極的にというのは今年度で区切りにし、来年以降はこの景観資産を活用していく方向で考えています。来年はやりません。

長坂委員

一通りテーマを決めて募集する方が応募者にとって分かりやすいという意味ではテーマ設定は悪くないのですが、今後もし再開されるときがあるならば、もう資料が出揃っているわけですから、一つの景観にはいろんな見方ができるので、カテゴリを決めて応募してくださいというよりは、単に応募してくださいという方が良いのかもしれない。

西田委員

これまでテーマを決めてきましたが、祭りや儀式の風景があっても奈良らしいと思います。予算との関係もありますから、絶対というわけではありません。

鳴海会長

これで最後なのであれば、この3つをいれてもいいかなと思います。もう少し良い写真があればという前提で加えるという手もあります。県の検討の余地があるのであれば、全市町村揃うことにもなります。

西田委員

救済の対象があってもよいのではないのでしょうか。

松本委員

ダムの反対側から撮れば、完全にダムです。これは上から撮っていて、ダムの壁面が見えていますが、反対側から撮るとものすごく大きなダムです。こちらには水が一切流れ出てこないです。ただ単に堰き止めているだけのダムなのです。逆から撮った方が、ダムがあって自然があるという、もう少し違う写真が撮れると思います。

長坂委員

ダムの迫力をアピールした方が良いでしょう。

山本委員

私もこちらの方が良いと思います。

松本委員

あれではちょっと分かりにくい写真になっています。水も出ていませんし。

長坂委員

ダムの写真を出して、ロッジの部分の谷間全体の緑地景観とダム自体を出した方が良いでしょう。

事務局（佐野次長）

松本委員がおっしゃっているのは、放水ダムではなくて、アーチダムですね。

南川委員

太子道の候補が2つありますが、町が違いますけれども、私は両方に票を入れていまして、これが最終というのであれば、どちらか一つは入れてもいいのではないかと思います。

鳴海会長

両方でもいいのではないですか。

江川委員

道というのはいいのだけれど、この写真はいけません。

鳴海会長

それでは、西田委員の市町村の偏りなく揃えるというご意見も、事業の意義ですので、その場所にふさわしい写真を準備し、説明の仕方でも少し変える可能性もありますが、全部選ぶという方向で考えたいと思います。少し宿題が残りますが、よろしいでしょうか。

事務局（中局長）

今おっしゃっていただいたように、下北山村、安堵町、三宅町、そこをテーマで出している写真が今のところ風景、景観としてふさわしくありません。しかし、撮り方によって基本的に良い景観になるのであれば、事務局の方でも、この意図に沿ったような形で、どういう風に表現すれば、というのもしっかりと凝らしていただいて、各委員の皆様方にはご連絡して、ご意見を頂戴して、そこで本来これなら趣旨に合致するというのであれば、この3つは全体のなかで新たな登録ができるというような形で宿題とさせていただきます。委員の皆様方にもお送りさせていただく形でいかがでしょうか。

長坂委員

前回か前々回か忘れましたが、趣旨と言われたときに、この景色が良いのだという「良い」の意味が、今の結果として良いのではなくて、失われないように頑張ろうねというエールを送るという趣旨も入っていることを応募者に伝えるというのもお願いしたい。

鳴海会長

では、最終的に私が決めて、皆さんにお知らせするという手段にしたいと思います。
以上で、今日の審議会を終わります。

事務局より

景観・環境局次長あいさつ（略）

閉会